最終更新日:2015年6月29日

トーヨーカネツ株式会社
代表取締役社長 柳川 徹
問合せ先:03-5857-3100
証券コード:6369
http://www.toyokanetsu.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、グループ経営ビジョン(「安定した収益体質を有する企業グループの確立」)の実現に向け、「株主」「顧客・取引先」「社員」等全てのステークホルダーの視点に立った経営を行い、経営の効率性・健全性・透明性を確保するとともに、的確な意思決定及び迅速な業務執行並びに適切な監督・監視等を可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社りそな銀行	5,701,315	4.10
株式会社レオパレス21	4,231,400	3.05
日本生命保険相互会社	4,144,984	2.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,250,000	1.62
大栄不動産株式会社	2,125,900	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,067,000	1.48
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,796,000	1.29
株式会社みずほ銀行	1,539,628	1.10
株式会社メタルワン	1,539,498	1.10
株式会社神戸製鋼所	1,520,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	11 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
樋渡利秋	弁護士											
永井庸夫	他の会社の出身者											
中村重治	他の会社の出身者					△			△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋渡利秋	○	○	――	直接会社経営に関与された経験はありませんが、検事及び弁護士として培った専門的見地を当社の監査・監督業務に生かしていただきたいため、社外取締役として選任いたします。また、上記項目に該当しておらず、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
				シチズン時計株式会社における経営者として培った企業経営全般についての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査・監督業務に生かしていただきたいため、社外取締役として選任い

永井庸夫	○	○	―――	たします。 また、上記項目に該当しておらず、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
中村重治	○	○	e.株式会社りそな銀行に、平成24年3月まで代表取締役副社長として就任しておりました。同行は当社グループの主要な取引銀行であり、預金、借入等の取引関係があります。当社グループの平成27年3月末時点の同行への預金残高は3,116百万円であり、同行からの借入金残高は1,630百万円であります。 h.りそな総合研究所株式会社に、平成26年3月まで代表取締役社長として就任しておりました。当社と同社とは同社の提供する研修受講の取引関係がありますが、取引の規模等に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載は省略いたします。	金融機関における経営者としての豊富な経験と知見を当社の監査・監督業務に生かしていただきたいため、社外取締役として選任いたします。 また、上記項目に該当するものの現在は出身会社の影響を受ける立場にはなく、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社では、内部統制システム構築の基本方針において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人(監査等委員会の補助スタッフ)を置くこととし、その人事(異動・評価等)については、あらかじめ監査等委員会の承認を得るものとし、また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く)の他、業務執行ラインの指揮・命令を受けないことと定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、常勤の監査等委員(1名)を置き、監査等委員会の監査を支えるに十分な人材を確保した上で、内部監査部門及び会計監査人との連携を図りつつ、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、職務執行状況の聴取、重要拠点の往査、内部統制システムの整備状況の監視及び検証、子会社の状況把握等により事業報告及びその附属明細書の監査を行っております。
また、会計監査人が適正な監査を行っているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について報告・説明を受け、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査を行っております。
内部監査については、監査等委員会直属の組織として内部監査室(兼務を含め、要員4名)を設置し、内部統制システムの有効性に係る監査を中心に実施しております。内部監査の結果は、監査等委員会に定期的に報告され、同委員会よりモニタリング・指示を受け、内部監査の実効性を確保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当	指名及び報酬諮問							

する任意の委員会	委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名及び報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社では、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める「指名及び報酬諮問委員会」を設置しております。
同委員会は、業務執行取締役の指名・報酬などに係る取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するとともに、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することを狙いとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（監査等委員であるものを除く。）については、報酬体系に当社株式を購入する「株式取得型報酬」を導入し、取締役の報酬と当社株価の連動性を高め、中長期的な企業価値の向上に対する貢献意欲を一層高めることとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役、社外監査役ごとの報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬については、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮したうえで、株主総会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。
各取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬については、上記限度額内にて、役位及び会社業績等を勘案し、取締役会の決議を経て、代表取締役社長が決定しております。
なお、決定された基本報酬のうち一定割合を役員持株会に拠出することとし、中長期的な企業価値の向上に対する貢献意欲を一層高める報酬体系としております。
また、会社業績が一定水準を超えた場合に限り、別途株主総会の決議を経て賞与の支給をすることとしております。
各監査等委員である取締役の報酬については、上記限度額内にて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

監査等委員会事務局を設置し、監査業務の円滑な推進をサポートしております。社外取締役に対しては、取締役会資料の事前配布や、担当者あるいは常勤の監査等委員から補足説明を行うことなどにより、付議事項に関する理解を促進するとともに、代表取締役と監査等委員である取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営状況に関する認識の共有化にも注力しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は、原則毎月1回開催しており、監査等委員会設置会社制度の枠組みを活用し、経営の基本方針等の意思決定機能並びに業務執行の監督機能の強化を図っております。
業務執行の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループの経営に関わる重要事項につきましては、「経営会議」の審議及び協議を経て、「取締役会」において意思決定を行っております。なお、法令・定款の定めに従い、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任しております。
また、監査等委員会は、自らが有する権限等を十分認識し、内部統制システムを利用した組織的監査を行うとともに、独立的・客観的立場から業務執行の監督を行っております。
その他、取締役の候補者選定及び報酬決定の適正性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名及び報酬諮問委員会を設置し、社外取締役の適切な関与・助言の機会を設けるなど、公正かつ透明性の高い手続を行なう体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しておりますが、これは、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の第107期定時株主総会においては、開催日（平成27年6月26日）の21日前（平成27年6月5日）に招集通知を発送している。
その他	株主総会を交通至便の会場にて開催し、出席への便宜を図っている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL：http://www.toyokanetsu.co.jp/（財務・業績情報、事業報告、招集通知、事業のご報告、決算短信、有価証券報告書、Annual Report）	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務・人事部にスタッフを配置し、経営管理部及び経理部にてサポートする体制としている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業行動憲章他において規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社並びに子会社のトーヨーカネツソリューションズ株式会社及びトーヨーコーケン株式会社においてISO14001の認証を取得している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示に係る社内体制を構築している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法等に基づき、「業務の適正を確保するための体制の整備」について、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制部門、監査等委員会及び内部監査部門の相互連携により内部統制全般の見直し、強化を図っております。

1. コンプライアンスについては、委員会の設置や統括責任者の任命など組織体制を整備する他、グループ企業行動憲章をはじめとした諸規程を定め、全取締役及び使用人への周知徹底及び意識の醸成に努めております。また、内部通報窓口を社内外に設置し、グループの取締役及び使用人が直接通報できることとしております。顧問弁護士には、顧問契約に基づき、社外の内部通報窓口として指名するとともに、コンプライアンス体制全般についても必要に応じてアドバイスを受けております。
2. リスク管理については、リスク管理規程を制定し、当社及びグループのリスク管理を統括する責任者及び担当部署を定め、リスク管理体制の構築、維持、改善を行っております。
3. 情報・文書保存管理については、重要書類取扱規程に基づき、重要な意思決定及び報告に係る文書等の適切な保存・管理に努めております。
4. グループ管理については、グループ運営・管理規程を定め、グループ運営の円滑化と適正化を図っております。
5. 監査等委員会の監査体制については、監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制、及び監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制等を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための体制は、以下の通りであります。

1. 当社グループは、グループ企業行動憲章及び倫理規程を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを企業行動の基本として徹底する。
2. 平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案発生時には、これら機関・団体及び顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処する体制を整備する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じて「グループの持続的な成長・発展」を達成することにより、グループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。
現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社といたしましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 社内体制の状況
(1)当社の情報取扱責任者は取締役専務執行役員管理本部長となっています。管理本部長は、経営管理部、総務・人事部、経理部管掌並びに情報開示担当取締役であり、当社及び当社のグループの重要情報が集約されます。
(2)適時開示責任部門である経理部は、開示すべき会社情報項目並びに適時開示規則で定められている金額基準について、直近の業績及び業績見通しに当てはめた数値を予め計算し、一覧表にすることにより、その判断を速やかに行えるように体制を構築しています。
(3)監査等委員では、適時開示内容の適正性を監査しています。

2. 当社に係る情報
(1)決定事実に係る情報
重要な事項については、取締役会又は経営会議において決定されます。決定された重要事項は、情報取扱責任者を中心に、開示の必要性を適時開示規則等と照合し検討します。開示が必要な場合には、遅滞なく開示手続きを行っています。
(2)発生事実に関する情報
発生事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに総務・人事部に情報は集約され、情報取扱責任者に報告されます。その後重要事実について、情報取扱責任者を中心に、開示の必要性を適時開示規則等と照合し検討します。開示が必要な場合には、速やかに開示手続きを行っています。
(3)決算に関する情報
四半期及び期末決算情報は、取締役会の承認を得て同日開示を行っています。

3. 子会社に係る情報
子会社に係る決定事実、発生事実、決算に関する情報については、当社グループ子会社を管理する経営管理部が子会社の代表者(社長)より直接報告を受け、必要により当社取締役会の承認を得ます。その内容については、情報取扱責任者を中心に、開示の必要性を適時開示規則等と照合し検討します。開示が必要な場合には、速やかに開示手続きを行っています。

コーポレート・ガバナンス体制図

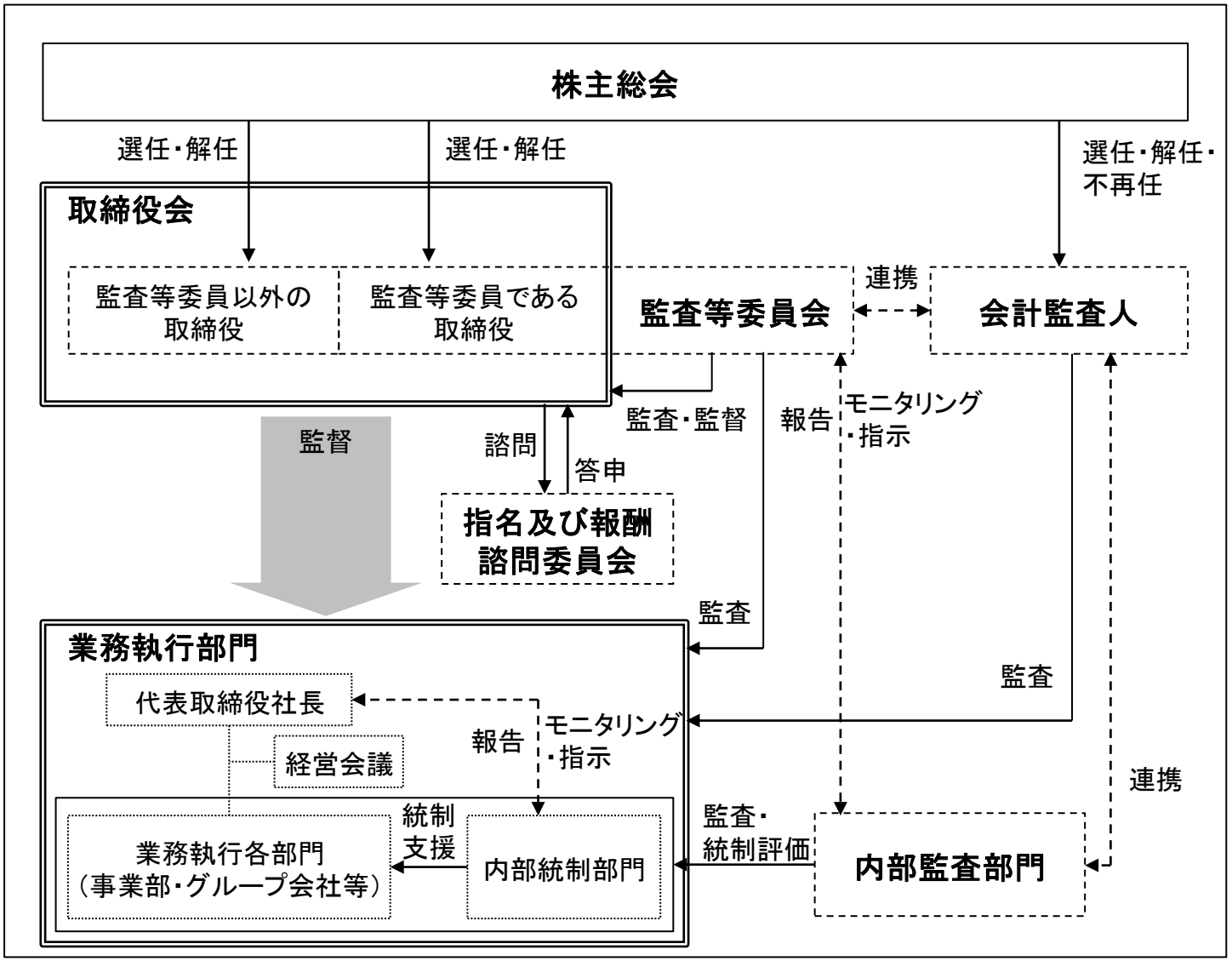

適時開示に係る情報・報告・指示の流れ

